

## 「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント」重要事項説明書

松山市地域包括支援センター雄郡・新玉(以下「センター」という。)は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスを提供します。センターの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとは

利用者が、自ら要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要な介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業、その他の保健・医療・福祉サービス等を適切に利用する事ができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とそのご家族等の置かれた状況を考慮して、目標とする生活に向けて、「介護予防サービス・支援計画書」を作成します。
- 利用者の介護予防サービス・支援計画書に基づくサービス等の提供が確保されるよう利用者及びその家族等、サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、指定介護予防サービス事業者と利用者の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書を変更します。

当サービス利用は、原則として要支援認定の結果「要支援 1」「要支援 2」と認定された方、及び基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象の方が対象となります。

### 1. 事業者及び事業所の概要

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 法人名      | 社会福祉法人 和光会  |
| (2) 法人所在地    | 松山市井門町1099番地  |
| (3) 事業者電話番号  | 089-969-0001  |
| (4) 代表者名     | 窪田 学  |
| (5) 法人設立年月日  | 平成13年7月19日  |
| (6) 指定事業所の種類 | 指定介護予防支援事業所   |
| (7) 事業所名     | 松山市地域包括支援センター雄郡・新玉  |
| (8) 事業所の目的   | 利用者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、医療・福祉・保健等のサービスを一体的に運用し、様々なサービス提供事業者と連携を図り、本人の主體的な活動と参加意欲を高める事ができるよう支援することを目的とします。 |
| (9) 事業所所在地   | 松山市千舟町8丁目128番地1   |
| (10) 電話番号    | 089-993-7220  |
| (11) 管理者     | 藤本 トヨ   |

(12) 事業所運営方針

- ① 本人の心身の状況、その置かれている環境に応じて、本人の合意に基づき、適切な保健・医療・福祉サービス、地域の社会資源等、適切に利用する介護予防サービス支援計画書を作成し、達成状況を評価して必要に応じて介護予防サービス支援計画書の見直しを行うケアマネジメント業務を行います。
- ② 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、本人の意思及び人格を尊重し、常に本人の立場にたつて、公平中立に行います。
- ③ 事業の運営に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図ります。

(13) 事業所開設年月日

平成 31 年 4 月 1 日

2. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

松山市雄郡・新玉地域

(2) 営業日及び営業時間

営業日

月曜日から金曜日まで

営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

休業日

土・日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、  
12月31日から翌年1月3日

3. 職員体制

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

(令和7年4月1日現在)

職種	人数	職務内容
管理者	1	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
保健師等	4	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたります。
社会福祉士	1	
主任介護支援専門員	3	
連携調整員	1	
介護支援専門員	3	

4. 提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容

当事業所は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとして次のサービスを提供します。

### ① 介護予防サービス・支援計画書の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業、その他の必要な保健・医療・福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、介護予防サービス・支援計画を作成します。

#### 〈介護予防サービス・支援計画書作成の流れ〉

事業者は、担当者を選任し、介護予防サービス・支援計画書の作成に関する業務を担当させます。



担当者は、利用者の現在の生活状況における解決すべき課題を把握し、専門的観点から、最も適切と考えられる目標と達成の為に具体的な方策について提案します。利用者とその家族と話し合いながら「目標とする生活」をイメージし、介護予防サービス支援計画書の原案を作成します。



担当者は、サービス担当者会議において、各々専門職等から意見を聴取し、介護予防サービス・支援計画書原案を修正しつつ、最終決定します。



担当者は、介護予防サービス・支援計画書に位置付けた介護予防サービス等について、介護予防給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類・内容・利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得たうえで介護予防サービス・支援計画書を交付します。

### ② 介護予防サービス・支援計画書作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握します。
- ・介護予防サービス・支援計画書の目標に沿って、サービスが提供されるよう介護予防サービス事業者との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思も踏まえて、要支援認定等に必要な援助を行います。

### ③ 介護予防サービス・支援計画書の変更

利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス・支援計画書の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書を変更します。

### ④ 介護予防サービス・支援計画書の評価

担当者は、介護予防サービス・支援計画書に位置づいた期間が終了する時は、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

## (2) 利用料金

### ① 利用者負担金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る料金は、原則として利用者負担金はありません。但し、介護予防支援に要する料金については、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から給付を受領(法定代理受領)することが出来ない場合、下記に記載する料金のうち該当する費用についていったんお支払いください。

### ② 介護予防支援に要する料金

(別紙)介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費について参照

介護予防支援に要する料金は、介護保険法及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき別紙の額とします。ただし、当該基準に変更があった場合は、変更後の算定による額とし、文書にて通知します。

### ③ 利用料金のお支払い方法

事業者が介護保険から給付を受領(法定代理受領)することが出来ない場合は、事業者が月末締めで翌月15日までに請求の手続きをします。同月20日までに、現金にて事業者にお支払いください。

## 5. 業務の委託

当事業者は、業務内容の一部又は全部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。利用者の介護予防サービス・支援計画書の作成を担当する事業者については、利用者と協議の上、決定します。指定居宅介護支援事業者は、委託業務の実施にあたっては守秘義務を守ります。

〈業務委託内容〉

- ①重要事項説明、契約締結事務
- ②介護予防サービス・支援計画書原案の作成
- ③介護予防サービス・支援計画書の交付
- ④介護予防サービス・支援計画書作成後の支援
- ⑤サービス担当者会議の開催
- ⑥評価・モニタリング
- ⑦給付管理

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う担当者

サービス提供時に、担当者を決定します。

### (2) 担当者の交替

- ① 事業者からの都合により、担当者を交替する場合があります。

担当者を交替する場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じない様十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交替の申し出

選任された担当者の交替を希望する場合には、当該担当者が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当者の交替を申し出ることが出来ます。但し、利用者から担当者の指名はできません。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業者に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けています。

事業所の相談窓口	所在地:松山市千舟町8丁目128番地1 電話番号 :089-993-7220 FAX :089-993-7221 担当者:(職名) 主任介護支援専門員 (氏名) 藤本 トヨ 受付時間 :毎月曜日～金曜日 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日から翌年1月3日を除く 午前8時30分～午後5時30分
----------	--

(2) その他の苦情等受付機関

松山市 指導監査課	所在地:松山市二番町四丁目7番地2 電話番号 :089-948-6968 受付時間 :午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く)
愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地:松山市高岡町101番地1 電話番号 :089-968-8700 受付時間 :午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く)
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 :松山市持田町3丁目8番15号 電話番号 :089-998-3477 受付時間 :午前9時～12時、午後1時～4時30分 (土、日、祝日、年末年始を除く)

8. 事故発生時の対応

- ① 事業者は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに松山市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事業者は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、事業者の故意又は過失によらない時は、この限りではありません。

## 9. 高齢者虐待防止のための措置

### (1) 虐待防止のための措置

当事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

(2) 事業所は、従業者または養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に当たり、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

〈所在地〉 松山市井門町1099番地

〈名称〉 社会福祉法人 和光会

理事長 窪田 学

印

私は、本書面により事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

〈住 所〉

〈氏 名〉

印

ご家族代表

〈住 所〉

〈氏 名〉

(続柄 )

印

代理人(代理人を選任した場合)

〈住 所〉

〈氏 名〉

印

## 施行

この規則は平成 31 年 4 月 1 日より施行する

この規則は令和 3 年 4 月 1 日より施行する

この規則は令和 5 年 4 月 10 日より施行する

この規則は令和 5 年 7 月 16 日より施行する

この規則は令和 6 年 4 月 1 日より施行する

この規則は令和 7 年 4 月 1 日より施行する